

第3回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和3年3月5日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和3年3月5日（金） 午後2時05分
吾妻町ふるさと会館2階研修室1
- 3 閉会日時 令和3年3月5日（金） 午後3時50分
- 4 委員氏名
 - (1)出席者（11名）

2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬	5番 林田 剛
7番 渡部 篤	8番 平野 利光	10番 徳永 玉義	12番 内田 弘幸
16番 草野有美子	18番 大久保信一	19番 小筏 正治	
 - (2)欠席者（8名）

1番 草野 英治	6番 森崎 茂徳	9番 馬場 保	11番 三浦 憲二
13番 池田 兼三	14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	17番 鶴崎 進
- 5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
参事補	藤吉 文女
- 6 議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第3 議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第5 議案第13号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第6 議案第14号 土地改良事業に参加する資格について
- 7 農政推進に係る協議事項
 - (1) 最適化交付金配分（案）の承認について
 - (2) 農地最適化推進委員候補者（案）の決定について
- 8 その他

(1) 意見書の回答による協議日程について

(2) 農業委員の決定について

午後 2 時 05 分開会

○事務局（原田 誠二君） 議事開始の前にお願ひします。

議事進行上発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

議事に入る前に、申請の取り下げをお願いします。

議案書 10 ページ、議案第 12 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての申請番号 71 番が取り下げられましたので削除願ひます。これに伴い、申請番号 71 番は欠番となります。

また、今回は基盤強化法の集積計画の中では、林田委員が関係者ですので、議事には参与することができませんが、農業委員会の意思により参考人として出席し、また説明等のための発言は差し支えありません。また、ほかの案件についての意見を求めるため、最後の議決時に退出していただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局長（坂本 英知君） 改めまして皆様お疲れさまです。

本日の出席者は、法の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも皆様こんにちは。

今日は、半数の開催となりましたけど、ご審議くださいますよう、よろしく願ひいたします。

では、座って進めさせていただきます。

ただいまから、令和 3 年第 3 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。まずは議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしく願ひいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第 12 条の規定より、3 番、松永委員、4 番、東委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、日程第 6、議案第 14 号、土地改良事業に参加する資格についてまでの議案 5 件となります。

それでは、日程第 2、議案第 10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書 2 ページをご覧ください。

〔議案第 10 号の朗読〕

議案書は3ページ、申請番号86番から93番まで8件の申請がっております。詳しくは、別添1をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号86番から91番です。

86番、87番は、新たに農業を開始するため農地を借り受ける案件です。

88番は、相手方の要望により買い受ける案件です。

89番は、新たに農業を開始するため農地を買い受ける案件です。

90番は、相手方の要望により買い受ける案件です。

91番は、隣接農地の耕作者が耕作利便のため買い受ける案件です。

89番から91番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

申請番号86番から91番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係部は、申請番号92番、93番です。

92番は、新規就農のため義父より借り受ける案件です。

93番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

92番、93番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

申請番号92番、93番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第10号申請番号86番から93番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第11号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書 6 ページをご覧ください。

〔議案第 1 1 号の朗読〕

議案書 7 ページ、申請番号 2 0 番の申請がっております。詳しくは、別添 2 をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（1 0 番 徳永 玉義君） 議席番号 1 0 番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号 2 0 番です。

2 0 番は、住宅用地の一部として追認申請です。申請地は農振白地、段差、宅地等に囲まれた 1 0 ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第 2 種農地と判断しました。

2 0 番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

申請番号 2 0 番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑ないようですので、議案第 1 1 号申請番号 2 0 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第 4、議案第 1 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書 8 ページをご覧ください。

〔議案第 1 2 号の朗読〕

議案書 9 ページ、申請番号 6 8 番から 7 0 番、7 2 番から 7 5 番まで 7 件の申請がっております。詳しくは、別添 2 をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（1 0 番 徳永 玉義君） 議席番号 1 0 番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号 6 8 番、6 9 番です。

6 8 番は、一般個人住宅への転用を計画されています。申請地は農振白地、1 0 ヘクタール未満の

一団の農地の区域内にあるため第2種農地と判断しました。

69番は、駐車場用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため第2種農地と判断しました。

68番、69番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

申請番号68番、69番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号70番です。

70番は、通路及び一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は、令和3年1月13日付で農振除外されており、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから例外的に許可できる案件であると思われれます。

70番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

申請番号70番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会関係分は、申請番号72番から75番です。

72番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にあるため第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われれます。

73番は、庭の一部用地に転用を計画されています。申請地は令和3年1月13日に農振除外されており、宅地が連たんしていることから、第3種農地と判断しました。

74番は、一般個人住宅用地への転用を計画されております。申請地は農振白地、千々石支所から500メートル以内の区域内であるため、第2種農地と判断しました。

75番は、一般個人住宅用地への転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

72番から75番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号72番から75番についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第12号申請番号68番から70番、72番から75番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第13号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書12ページをご覧ください。

〔議案第13号の朗読〕

議案書13ページ、整理番号1番から、議案書33ページ、整理番号36番までです。

整理番号1番から23番については貸借に係る案件、整理番号24番から28番については所有権移転に係る案件、整理番号29番から36番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。詳しくは別添3をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第13号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から23番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、所有権移転に係る整理番号24番から28番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、農地中間管理事業に係る受付番号29番から36番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかに質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましても、林田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

〔5番 林田委員 退室〕

○議長（小筏 正治君） ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第13号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、林田委員の入室を求めます。

〔5番 林田委員 入室〕

○議長（小筏 正治君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

次に、日程第6、議案第14号、土地改良事業に参加する資格について、事務局より報告を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書34ページをご覧ください。

〔議案第14号の朗読〕

議案書は35ページ、資料は、別添4をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、西部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

土地改良事業に参加する資格について、西部調査会から説明します。

本案件に係る農地については、所有者及び耕作者が土地改良法第3条第1項第1号及び第2号に該当すると西部調査会では判断しました。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

本案件についてご質疑がありましたらお願いします。徳永玉義君。

○委員（10番 徳永 玉義君） 5番の方は、長崎市から耕作に来られているのですか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局からよろしいでしょうか。ただいまの質問ですけど、5番の方、この方、一応確認をしたところ、保全管理に大体週1回程度来られているそうです。ということで確認はしております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま事務局から説明があつて、ときどきは管理しに来られているということですので、いいでしょうか。

○委員（10番 徳永 玉義君） はい。

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第14号、土地改良事業に参加する資格については、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後2時37分休憩

.....

午後2時45分再開

○議長（小筏 正治君） 引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくをお願いします。

それでは、早速ですけど、本日の協議に入ります。

最適化交付金配分（案）の承認について、事務局の説明を求めます。事務局、どうぞ。

○事務局次長（増富 浩彦君） 最適化交付金配分（案）の承認についてですけども、本来なら令和3年の第1回の雲仙市の農業委員会の事業最適化推進会議、推進委員さんと農業委員さんと全員集合したところの会議の場で承認をもらわなければならないところ、コロナの関係で令和2年の11月及び12月の例会会議等で説明をして、おのおのの例会会議の中では承認をもらっていたんですけども、改めてその配分案として書面議決ということで承認をもらおうと思って、書面を送らせていただきました。

その結果、農業委員さん19名中18名、推進委員さんが29名中20名の書面でいいですよという回答をもらっております。それをもちまして今回、今日会議の中で承認をもらおうと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） これ農業委員は19人のうち18名の提出。

○事務局次長（増富 浩彦君） そうですね、1人未提出ですね、草野有美子さんからが出とらん。

○委員（8番 平野 利光君） 推進委員の方は、9名ぐらいあれでしょう。

○事務局次長（増富 浩彦君） そうですね、9名出してない、ちょっと電話をかけて、提出をしてくれろというお願いはしてはあります。

○議長（小筏 正治君）　ということでございますけど、ただいまの説明に対して、意見がほかにありましたらお願いいたします。

農業委員が19名のうち18名提出、推進委員が29名のうち20名いいですよという返事で、20人から回答、あとの方は提出されてないという、反対じゃないそうです。

今の事務局の説明でいいですか。（「はい」と言う者あり）

では、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君）　それでは、最適化交付金の配分方法については書面決議結果、承認することに決定いたしました。

次の議題に移ります。農地最適化推進委員候補者（案）の決定について、事務局より説明を求めます。

○事務局次長（増富 浩彦君）　資料の1ページ、次第の次のページをご覧ください。

昨年の11月、12月、1月と2月ですか、農地利用最適化推進委員の応募を受け付けまして、次期の農地利用最適化推進委員の候補者ということで、選考委員会を開きまして、候補者案として見ていただいています29名の方が、次期の最適化推進委員候補者として、案として地区順に並べております。

選考委員会の中では、29名募集しておいて29名の応募推薦がありまして、1人も欠けては、全員が全員のごと小選挙区にちょっと沿った形で割り当てていったところ、全部がちょうどその地区から推薦候補応募をされた方で全員が埋まってしまったという形にはなっております。

一番上からちょっとご紹介をしたいと思います。

受付番号8と書いてある横田耕三さんです。国見町多比良の329番地にお住まいです。年齢が67歳、農業委員さんとの重複の推薦はありません。地区としましては、国見町の多比良地区、定数2のところですよ。職業は農業、認定農業者さんです。推薦団体は、島原雲仙農業協同組合の国見支店からの推薦をもらってきておられます。農業従事年数が47年となっております。

その下の、受付番号9番の篠崎義久さん、現役の推進委員さんです。皆さんご存知かとは思いますが。住所は国見町多比良甲の87の7、年齢は61歳。地区区分が国見町の多比良。職業は農業、認定農業者さんです。推薦団体も島原雲仙農業協同組合国見支店からの推薦で、農業従事年数は14年です。

3人目の受付番号12番の宮原さんです。住所は国見土黒己の1261番地第2。年齢は54歳。地区は国見町の土黒地区です。職業は農業、認定農業者さん、認定を取っておられます。（「認定農業の会長」と言う者あり）推薦団体が島原雲仙農業協同組合国見支店からで、農業従事年数は31年です。

4人目が、小田伸吾さん、現役の推進委員さんです。国見町土黒甲の965番地。年齢は58歳、

担当地区は国見町土黒です。職業は農業、親族が認定農業者。もともと認定農業者で後継者さんが今認定を継いでいます。推薦団体は島原雲仙農業協同組合国見支店となっております。従事年数は28年となっております。

続きまして、香田弘幸さんです。現役の推進委員さんです。国見町神代丙の583の2です。年齢は68歳。担当地区は国見町の神代です。職業は農業、この人も認定農業者であった者ですので、親族の誰かが認定農業者は継いでらっしゃると思います。推薦団体は島原雲仙農業協同組合国見支店からの推薦です。農業従事年数は45年となっております。

次の、受付の7番、上田泰秀さんです。国見町神代甲870番地2にお住まいで、年齢は63歳、地区は国見町神代地区です。職業は、今、農業をやっております。認定農業者は持っておられません。推薦団体は島原雲仙農業協同組合国見支店、農業従事年数は26年となっております。

次は、受付番号30番、樫澤さんですか。住所は瑞穂町西郷甲の1494の1。年齢が66歳。地区は瑞穂町西郷地区。職業は農業で認定農業者さんです。推薦団体は瑞穂町西郷地区の自治会長会となっております。従事年数は33年。

受付番号31の小田清吾さん。瑞穂町の西郷丙736番地1。年齢が58歳。瑞穂町の西郷地区の担当になります。職業は農業、この人も認定農業者さんです。同じく推薦団体が西郷地区の自治会長会となっております。従事年数は35年。

その下の、受付番号20番、佐藤修さん。瑞穂町の古部の乙の668番地にお住まいです。年齢は67歳。担当地区は瑞穂町の大正地区になります。職業は農業で、認定農業者さんではありません。推薦団体は、夏峰自治会ほか4自治会からの推薦となっております。農業従事年数は6年です。

その下の、受付番号21番、前田和徳さん。瑞穂町伊福乙1136番地にお住まいです。年齢は65歳。地区区分は瑞穂町の大正地区。職業、農業、認定農業者は持っておられません。推薦団体は先ほどと一緒に、夏峰自治会ほか3自治会、1つ少ないです。農業従事年数は39年となっております。

その下が、受付番号22番、藤里さん。現役の最適化推進委員さんです。吾妻町の本村名の358番地です。年齢は68歳。地区は吾妻町の本村、木場、平江の担当になります。職業は農業で、認定農業者さんです。推薦団体は三室地区の自治会長会からの推薦となっております。農業従事年数は49年。

その下の、受付番号11番の前田勇さん。吾妻町田之平名の1743番地にお住まいで65歳。地区区分、担当地区が吾妻町の古城名、田之平名、大木場名になります。職業は農業、認定農業者さんではありません。応募です、前田勇さんは応募、推薦団体はちょっと空欄となっております。ちょっとここは確認したいと思いますけど、農業従事年数は46年となっております。

その下の岩永哲朗さん、受付番号14番です。吾妻町牛口名の224番地にお住まいで、64歳。

担当地区は吾妻町の牛口名、馬場名、永中名になります。職業は農業、認定農業者さんではありません。推薦団体は牛口の3自治会と牛口西自治会からの推薦となっております。従事年数は41年となっております。

その下の、受付番号27番、日迫さん、吾妻町の川床名193の2にお住まいで66歳。現役の推進委員さんです。担当地区は吾妻町の栗林名、布江名、川床名になります。職業は農業で、認定農業者さんです。従事年数は46年です。

その下の、受付番号16番の弥富さん、吾妻町阿母名の3260番地1です。年齢が66歳。担当地区は吾妻町の阿母名です。職業は農業になります。認定農業者さんではありません。推薦団体が吾妻町の阿母崎の一、二自治会となっております。農業従事年数は43年となっております。

その下の、受付番号29番、宮崎正秋さん、愛野町乙4704番地3、70歳。現役の最適化推進委員さんです。地区区分は愛野町甲地区になります。職業は農業、認定農業者さんではありません。農業従事年数は20年となっております。

その下の、受付番号5番、西山八郎さん、愛野町乙4066番地の2にお住まいで58歳、担当地区は愛野町の乙地区になります。職業は農業で、認定農業者さんではありません。愛津原土地改良区の推薦で、従事年数は8年となっております。

その下の、受付番号4番、吉岡さんですけども、住所は千々石町甲の411番地にお住まいで62歳。担当地区は千々石町の甲乙となっております。職業は農業で、認定農業者さんではありません。桃山田土地改良区からの推薦で、従事年数は42年です。

その下の、受付番号17番、町田義彦さん。千々石町の丙の1192番地にお住まいで63歳、現役の最適化推進委員さんです。地区区分は、担当地区は千々石町の丙地区です。職業は農業で、認定農業者さんです。ここも同じく桃山田土地改良区からの推薦で、従事年数は15年。

その下の、受付番号2番の町田千里さん。千々石町の丁の476番地にお住まいで、年齢が59歳。担当地区は千々石町の丁、戊、己となっております。職業は農業で、認定農業者さんです。推薦団体は桃山田土地改良区となっております。従事年数は40年。

その下の、受付番号1番、田浦さんです。千々石町の甲506番地にお住まいで70歳。現役の推進委員さんです。担当地区は千々石町の庚地区です。職業はJAの臨時職員兼農業、農業兼JA職員さんになると思います。認定農業者さんではありません。推薦団体は木場地区防除組合となっております。農業従事年数は42年です。

その下の、受付番号10番、藤本善平さんで、小浜町山畑の1292番地にお住まいで、62歳、現役の推進委員さんです。担当地区は小浜町の大亀、山畑、雲仙地区になります。職業は農業で、認定農業者さんです。推薦団体はJA島原の雲仙玉葱部会の小浜支部からの推薦となっております。従事年数は42年。

その下の、受付番号15番、井出真吾さん、小浜町飛子の3520番地第2にお住まいで、57歳。現役の推進委員さんです。担当地区は小浜町飛子地区になります。職業は農業で、認定農業者で、推薦団体は飛子の上光手自治会、飛子自治会代表ということで推薦団体になっております。従事年数は29年です。

その下の、受付番号28番の金澤さんが小浜町の南木指871番地にお住まいで、年齢が34歳。担当地区は小浜町の金浜地区、木場地区、南木指地区になります。職業は農業で、認定農業者さんです。従事年数は12年となっております。

その下の、受付番号23番、金井さんは小浜町南本町の782番地にお住まいで、年齢は68歳。担当地区は小浜町の南本町、北本町、北木指となっております。職業は農業で、認定農業者ではありません。従事年数は49年です。

その下の、受付番号24番の岩永さん、小浜町北野の429番地にお住まいで、年齢66歳、現役の推進委員さんです。担当地区は小浜町北野、富津となっております。職業は会社員となっております。認定は取っておられません。北村自治会からの推薦です。従事年数は45年となっております。

その下の受付番号30番、増田さん。南串山町の乙の1773番地、年齢は54歳、担当地区は南串山町の甲乙地区です。職業は農業で、認定農業者です。従事年数は35年。

その下の、受付番号25番、本田さん。南串山町の丙の8541番地にお住まいで、54歳、南串山町の丙地区の担当になります。職業は農業で、認定農業者さんです。従事年数は34年になります。

あと一番下の、受付番号26番、渡部学さんで、南串山町の丙の2696番地にお住まいで、年齢は57歳、現役の推進委員さんです。南串山町の丙地区の担当になります。職業は農業で、認定農業者を取っておられます。従事年数は38年となっております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、説明に対して何かご意見、ご質問などありましたら、挙手の上発言をお願いします。

私のほうからよかですか。

28番目の金澤宏さんですが、34歳という年齢で、どういう人ですか。

○事務局次長（増富 浩彦君） 若者の中心になって、先頭になってバリバリ農業している大変将来が見込める農業者さんかなと、先ほど、基盤強化法でも農地を買われるときにも名前が挙がっておったんですけど、ちょっと人の嫌がるような農地も、お金を出して買って作るというような気持ちも持っておられる方で、期待はしていいんじゃないかなとは思いますが。

イノシシの実施隊とって見回りばする、小浜で一番最初つくったんですけど、その会にも入っております。

○議長（小筏 正治君） こういうほかに若い人がやらんと、どんどん、推進委員に入って来られてで

すねいけばいいと思っているんです。やっぱり70すぎたらなかなか今度は動き回るのがきつうなるけんね。（発言する者あり）こういう若い人がどんどんこういうところ、中に入っていってもらうとよかつちやなかですか。

○委員（12番 内田 弘幸君） 現役の、もう一回推進委員さんが何人。

○事務局次長（増富 浩彦君） 上から行きましょうか。篠崎さんですね、小田伸吾さん、香田さん、藤里さんですね、日迫さん、宮崎正秋さん、町田義彦さん、町田千里さん、田浦則利さん、藤本善平さん、井出真吾さん、岩永政吉さん、一番下の渡部学さん。

○委員（4番 東 康敬君） これはもうここで異議なしで通れば、もう決定ということですか。

○事務局次長（増富 浩彦君） ですね、ちょっと今、多分会長が言われます。

○委員（8番 平野 利光君） 受付番号は32番までであろうじゃっとな、あと3名の方はどうい。

○事務局次長（増富 浩彦君） これが、中には違う団体から推薦ば受けとらすとが、もう違う欄に受付で一つ、同じ団体、例えばJA島原からの推薦で、自治会からの推薦たら、その人が2つ番号がやっとなとです。重なるとるひとが若干2名ほどいらっしやる。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、ただいまの説明に対して何の意見もないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、選考委員会の結果を踏まえ、別紙のとおり農地利用最適化推進委員候補者とすることに決定いたしましたということです。

最終的には、8月2日の新農業委員による臨時総会において議決されることとなりますので、あしからずよろしく願いいたします。

○事務局次長（増富 浩彦君） よろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

○議長（小筏 正治君） その他に移ります。意見書の回答による協議日程について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（増富 浩彦君） 市長部局のほうに、意見書の提出は何月だったっけ、（「1月26日」と言う者あり）済みませんでした、1月26日に市長部局のほうに、令和2年度の農業委員会の意見書を提出したんですけども、その回答を3月25日木曜日2時から農林部局のほうに市長からの命令を受けて農業委員会のほうに回答するということなので、皆さんに集まってもらったところで回答を、説明をしてもらいながら回答してもらいたいとお願いをしておりますので、25日の木曜日2時からお集まりいただくことになると思います。

○事務局（原田 誠二君） あと今お手元で開催通知を配っておりますので、それに3月25日木曜日

午後2時から市役所別館3階ということで書いております。今日来ていらっしゃる委員さんのほうには、別途郵送で通知をさせていただいております。

○事務局長（坂本 英知君） 補足でよろしいですか。本来であれば、意見書の回答を皆さまにお配りして、内容を読んでいただいて、その当日にそれぞれの思い、意見をしておしよかったですけども、市長部局のほうが、今回は事前に配付をせず、そのときに配付をさせてくれるというようなことで、事前に回答の内容は、私たちも見せてもらっていませんので、ちょっとあれなんですけど、そのときの説明を十分聞いていただいて、意見を積極的に言っていただければと思います。

蛇足ですけども、東委員が特におしよっておられた、意見書にも載せておりましたけれども、後継者育成です、親元就農と申しますか、その分についてはこれと直接関係ないんですけど、議会の中で国見の渡辺議員のほうが、やはりIターン、Uターンの150万円あるともいいけれども、今の農家数の減少が著しいので、やはり親元就農にも国に働きかけをしてもらい、その働きかけがまだかなわないう間は、市単独でも補助すべきじゃないかという一般質問をされておられました。

意見書にも親元就農の支援についても書いてありますので、向こうがどういう回答にするのかあれですけど、私も大変大事なことだと思うんです、親元就農を大事にする。

要は新規就農でリスクを、新規で150万円やるぐらいやったら、親元就農のそのお金は親元就農のする子供たちにして、農業をするきっかけづくりといいますか、市から、国から150万円じゃなくて100万円、5年間くつとでえて、それぐらいの小遣い、それはわいが使うてよかけん百姓ばしてみんかというきっかけづくりには十分なるて思うんです。

そうすることで後継者をそこにおらせるということが、人口減少にも何にでも効果があるので、私も親元就農、農業は国民の食の安全安心で提供するという使命があるんですから、なぜ農業だけ補助事業があるかといえば、一番衣食住の中の食の部分が人間の生きていく中で一番大事なことです。じゃあ、農産物が高かけん、外国から輸入すればよかろうもんていう意見の方もいらっしゃいますけど、それじゃあ今回のコロナ以上の有事になったときには、それが途絶えるわけです。途絶えたときには途端日本は食料不足になっていくので、やっぱり食の安全提供が一番大事なので、やっぱり一定国策として守っていかなと駄目なので、私は農業の親元就農は、ぜひ市長部局も力を入れていかなばいかなのかなと感じています。すみません、長くなりました。

以上です。

○委員（18番 大久保信一君） 今、親が一生懸命農業をしとる中で、やっぱり一時的には都会に勤めたりなんたりしつですたい、そういうのいっぱいおるけども。

今の厳しいのは、それと別の作物を新たにまたいろんな機械とか、いろんなもん投資もせないけん。そこですもんね。まだやる気一生懸命しよるけども、何かをやめてせんばいけん。しかし親元就農だったら、これはそのまま引き継いでできる。

○議長（小筏 正治君） 要請というか、親元就農のことは国にはずっと話しかけよったろ。

○事務局長（坂本 英知君） 意見書には今度も要望しとして。

○議長（小筏 正治君） 言うばっかじゃなかつちャろ。県も国に言いよっとですけど、どのくらい言いよって、駄目で言われて、それで黙っとつとから。市役所あたりに言えばいいよっとですけど、国が金がなかそうですよとか、駄目というんですよって、やっぱりもっと強く言うべきさ。

○委員（4番 東 康敬君） だから、つなぎの中で今回そういう雲仙市単独でやってくれて、つなぎの中であと国がどう形でやらせてくれりゃよかったな。（発言する者あり）予算化してくれば、雲仙市の中で。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 議事進行しましょうか。意見書の回答については、事務局のほうから説明があったわけですけど、もうほかにご意見とかご質問ありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、意見もないようですので、次の農業委員の決定について、事務局、説明をしてください。

○事務局次長（増富 浩彦君） 資料の2ページ、今議会の初日、雲仙市議会の初日に承認を得たことから、来期、令和3年の8月1日から始まる農業委員さんの任期の、農業委員さんの候補者名簿ということで、農林サイドのほうから入手して、今日お見せできることになりましたので、興味がある方はご覧ください。

以上です。

○事務局長（坂本 英知君） 議長、ちょっと補足をよろしいですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） このすみません、候補者名簿と書いてありますが、一応初日の議会で承認を得たので、最終的には8月2日の市長の委嘱状があつて初めてなるんですけども、決定と思われて結構だと思います。

○委員（18番 大久保信一君） 議会の中で相当議論があつて、白熱した議論があつたという話を、ちょっとある議員から聞いたんですけども、その内容関係は詳しくは聞かなかつたけども、どういうことで議会の中で話が出たのか、言われれば教えてください。

○事務局長（坂本 英知君） 議長、よろしいですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） 内容については、3年前新しい農業委員会の法律の改正によって農業委員、推進委員の設置を義務づけられたときに、農業委員会のほうから要望書というのを提出されているようです。

内容につきましては、バランスのよい農業委員の配置。農業委員は基本的には雲仙市内から19名

となっておりますけれども、偏りがないように、各地区に農業委員がきちんと配置ができて、農業委員活動がスムーズにできるようにという要望書を、農業委員会のほうから提出されておりました、今回は提出はされておられませんけれども。

今回、私もこの候補者選考委員会の委員としてそこに同席したんですけれども、今回は改正の一つとして、現農業委員が限りなく有利にならないような採点方法、多くの客観的項目を入れて採点するという方法で、大分評価の見直しがあっていたのは事実です。

ただ、先ほど言ったとおり、農業委員のバランスよい配置をどう見るかということで、選考委員会の中で3年前と同様にするという事で決定をされました。極端に言えば、国見でいえば、多比良、土黒、神代にバランスよい配置をするというような感じです。

ある団体のほうから、以前から農業委員は市内で19人選出することになっているので、あまり地域性を考慮することは好ましくないという意見があって、意見書等を出されておられました。

要は、地域には最適化推進委員がいるので、農業委員はその地域におらなくてもいいという一つの考えなんです。その地域に、例えば国見でいえば、多比良、土黒、神代に1名ずつというこじやなくて、多比良に4名おっても、土黒、神代には最適化推進委員がおってやけん、別に活動に支障はないはずだというような考え。

詳細な分け方は好ましくないというご意見があって、一応選考委員の結果で内定の通知を出したときに、その団体のほうから説明に来いということでありましたので、農業委員会と局長も来いということだったので、私も行ってその内容についてご意見をいただいたところです。

ただ、詳細配置とそれを言っているのか分かりませんが、やり方はいろいろあるんです。点数を雲仙市の地域を全然考えんで、1番から19番までを全部選ぶ方法。国見町に何人、瑞穂町に何人という一定の区切りをして選ぶ方法。今回は3年前と同一に、小区域でバランスよい農業委員の配置をする選出の方法を取ったんですけど、その選考方法にはいろいろあるんです。どれがいいかというのは、その選考委員会の委員さんで決めることなんですというような説明をしたんですけど、どうしても平行線ですということで納得がいかないで、議員さんのほうにもその話をされて、大分農業委員の選任については、全協等で1時間40分とおっしゃったですか、結構紛糾したと、やり直せというご意見もあったみたいですが、決して選考方法に誤りがあったということではありませんので、一定の選考方法でただけで、それが悪いということは絶対ないので、結果的には一応、議会でも承認をいただいたというところでございます。

また、3年後は3年後の選考委員会で決定されるものとは思いますが、農業委員さんが自分たちのことはどうするか別にして、農業委員としてどのようなバランスのよい配置が、農業委員会活動に大きく関わってくることで、3年後といっても、実際はあと2年後になるんですけど、どういう感じがいいのかも、少しうちうちで話しとっていただければいいのかなとは思っています。

それが、選考委員会に反映するかは、せんかは別として、やっぱり目的としては農業委員さんが雲仙市の農地を監視をする、あるときは相談役としてやる、いろんなやっぱり、農地は農業委員さんじゃないと、議員ではどうしようもなかとですけんから。その点のやっぱり、雲仙市の農業委員会のプライドといたしますか、スピリットっていたしますか、そういう思いで、どういう配置がベストなのかを農業委員さんたちも少し話しとっていただければなって考えております。

以上です。

○委員（４番 東 康敬君） ちょっとよろしいか。今、いろいろ１時間半ぐらい質問が出している中で、議員さんのほうから強い意見ってどういう意見が出たわけさ、内容的には。一応これは議事録もあるはずだけど。

○事務局長（坂本 英知君） 議長、よろしいですか。

○議長（小筏 正治君） はい。

○事務局長（坂本 英知君） 概略を言いますと、地域によって違うと。国見、瑞穂、それぞれが旧７町によって、旧町の内容によって事情が違うので、詳細配置じゃなくて、もっと広い範囲で農業委員を選抜すべきということ、以前から意見書として要望書も意見書も出しておるけれども、一切反映されていないじゃないかというようなことを、議員さんのほうにも話して、ある地区、その地区は、そこが定員が例えば３名とすれば、ある地区はもう農地はあるけれども認定農業者も少なか、農業もあんまりしてない、人に貸してもらっておらずとところに農業委員は配置せんじや、そのあとの別の地区は認定農業者がおってばりばりしよとやけん、そこに農業委員ば多く集めて、そんな少なところは農業委員は配置せんでもいいじゃないか。推進委員がおるけんよかじやなかかというような意見です。

○委員（１８番 大久保信一君） よかですか。

○議長（小筏 正治君） はい。

○委員（１８番 大久保信一君） 大きな範囲というのは、雲仙市で１９名です。その１９名を各旧町ごとにある程度の農家、戸数で割り振りを最初して、それで決めとってです。それをなくして１９名を雲仙市全体で、そういうこと、そういう意見。

○事務局長（坂本 英知君） その意見としては、そんなに大きなとらえ方じゃなくて、旧町で考えてもらいたい。だから、旧町のいろんな事情を汲んで選定をしてもらいたいというのが主みたいでした。

○委員（１８番 大久保信一君） 旧町のバランスと言うことね。

○事務局長（坂本 英知君） ただ、市長部局としてはその旧町ごとのバランスをとることの公平さがどうなのかという部分は出てくつとでさいね。例えば、国見だけ違う選考方法ばして、ほかの町はどうようにすつてなれば、そこはそこでまた公平なのかという部分の出てくるので、大変難しい問題な

んです。

ただ、今回は、今回もまた議決の後に意見書が出されているみたいです。私は見てませんが。そのことについて、また同じ団体から出ているので、今回は少しまた、ひょっとしたらば選考委員会の中で、たびたびこういう意見が出ていますよということを事務局が説明で、ひょっとしたらば、多比良、土黒、神代、西郷、古部、例えば、吾妻の本村地区から農業委員さんば1名ということじゃなくて、雲仙市全部で農業委員19名、あるいは旧町ごとで、例えば国見町4名、瑞穂町2名ということになるかも分かりません。それは、次回の選考委員会で委員さんたちが決めますことですから、それやけん、極端に言えば、2人のところが一番困ってるとさいね、2人のところが、西郷から2人出て伊福は何もおらんということもありうるとですたいね。

○委員（4番 東 康敬君） ただ、これはいわゆる地区割りをせんと、やっぱり現場主義をせんばとです。例えば西郷と古部というような形であるけど、こっちのよその地区は大体把握できない。実際的にはです。そこら辺の事情を鑑みていけるかなと思うところがあるわけです。

○委員（10番 徳永 玉義君） ちょっといいですか。だから、そういうこともあるからやっぱり地区地区で詳しくないといかんから、やはり現場というのは選考委員さんがやっぱりそこを、現場を知ってもらわんと、選考委員が現場を知らずにやると、旧町が大体何名となってくるわけです。現場をやっぱり選考委員は知らんばとよ。昔からの農業のやり方というのがあるわけですから、地区地区で。そういうことはやっぱり選考委員会が知ってもらわんと。人間性はいろいろ出てきますので。

○委員（4番 東 康敬君） 農業委員会は農業委員会としてでもやっぱり事情を、こういうのが必要でこういうのが必要というのを、ずっと最終的にもこうしていくような形でいかんと、実際的には議会の承認という形になったときに、今言うように議会は理想的な形の中でぽんと言うけど、我々農業委員会としてはそういう事情ではちょっとおかしくなるんじゃないかという実態を、やっぱり言うてやらんと分かんないかと思うんです。

○委員（10番 徳永 玉義君） 農業ちゅうのは、やっぱり農業を知っとる人がやらんと分かん。市会議員というのは商業もあればいろいろあるわけですからいいですけど、農業委員というのはやっぱり農業をしとる人じゃないと分かんなどですから。

○委員（2番 大島 忠保君） 今のこの区分けというところが、今まで考えてみて一番理想的な形での区分けと思う。やっぱり農業が衰退しよるところとか、例えば愛野みたいにどんどん農地があげとに住宅地になっていくというようなところも、いろいろあったばってんですよ。やっぱり農業は衰退しよるところ、何とかいうて、そこにはいらんやろとかいるとかいう問題じゃのうして、やっぱりこのこの区分けの状態というのが今のところ一番、私としては理想的と思うんです。

○議長（小筏 正治君） 時間も過ぎていきますので、終了したいと思いますが、最後に事務局長、事務局のまた皆さんのほうから、何かありましたらよろしくお願いします。

○事務局長（坂本 英知君） 議長、事務局からよろしいですか。

私ごとですけれども、これが一応最後の総会となりますので、開催で本来であれば皆さんお揃いの前でお礼を申し上げたかったんですけどもそれもかないませんでしたので。

農業委員会に配属になりまして3年間、農業委員の皆様につきましては、大変お世話になりました。初めての職場でどうなることかと思いましたが、農業委員さんの御指導、農業委員会事務局の職員の皆さんの御協力によって、どうにかこうにか3年間、しとめることができたんじゃないかなと自分では思っています。

農業委員会の法律の改正で、皆様には大変、今まで以上に御労苦をおかけして、ちょっと嫌な思いもされたかとは思いますが、先ほど申したとおり、農業委員さんは、推進委員さんも含めて、やはり雲仙市の農業の監視役、農家の人の相談役として、やはり今以上に、責務と言いますか、責任が大きくなるんじゃないかということで、私は思っています。皆様が一生懸命やられることで、雲仙市の農業がどのくらい進むかということがかかっているんじゃないかなと思っています。

ほかの皆様につきましては、月末の調査会でまた改めてお礼を申し上げたいと思いますので、本当に農業委員の皆様、大変お世話になりました。どうも。あと何日か残っていますけど、最後の最後まで。

○議長（小筏 正治君） 局長、ありがとうございました。お疲れさまでした。

これをもちまして農政推進に係る協議を終了します。

お疲れさまでした。

午後3時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 3月 5日

議 長

署名委員

署名委員